

第七回 参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和二十五年四月十三日(木曜日) 午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

水産庁設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。水産庁漁政課長。

○説明員(戸嶋芳雄君) 水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由の大体を御説明申上げたいと存じます。

今回の改正は先ず第一に、本年の三月十四日から施行せられました新漁業法によりまする漁業制度を実施して参ることであります。第二に、四月一日から鮮魚介及び加工水産物の統制が撤廃せられることになりましたので、この二点につきまして水産施策上に重心の変遷があるわけでありまして、これに即応いたしまして限られた人員と、そうして予算の下で現在の水産庁の機構を最も合理的に組み替へをやりたい、そうして各部門の事務の調整を図りまして、これからの水産行政をやつて行く上に円滑にやり得る態勢を作りたいたいというわけでありまして。

向今回の改正を機会に多少字句その他の点に亘つて修正をいたした点も、

第一部 内閣委員会會議録第十八号

昭和二十五年四月十三日【参議院】

ざいします。

以上がこの法案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上速やかに御決議あらんことを切望する次第であります。

○委員長(河井彌八君) 尙続いて法律案の各条について主な点の説明を願います。

○説明員(戸嶋芳雄君) 第二条の三号の次に一号を加へまして、更に第二条に十号を一号増しますのは、これは今度新漁業法が三月の十四日から施行されることになりましたので、それを水産庁の権限の中に、入れるというのの一つであります。それからもう一つは人事會計に關する一般権限について、農林省設置法の第四条で規定をいたしておりますが、水産庁設置法は各省の設置法ができる以前にできていたために、そういつた人事會計に対する一般権限の規定を欠いておつたわけでありまして、それを今回の改正を機会に入れようという趣旨であります。

それから次の第四条の改正は、これは新漁業法を施行することになりましたその具体的な権限を漁政部でやるということを明確にするために、三号、四号、五号、六号、この四号を漁政部の権限として入れると、こういうことになりました。それから第五号の改正は、これは製産部の事務になつておりますが、今度の漁業法の施行に伴ないまして、沿岸の漁業、それから沖合漁業についての指導監督、それから調整というものを

漁政部に持つて参ります。それに伴う改正が一つであります。それから尙現在漁政部に屬しております漁船行政、それから漁港行政、これを製産部の方に持つて行くということにいたしたいというのとその二点でございます。

それから第六号の改正は、これは字句の訂正でございます。水産試験場というものが従来農林省に中央に一つあつたわけでありまして、八つの水産研究所に分りまして、八つの水産研究所にするということにいたしたわけ

ので、その際に名前も水産試験場というものを、水産研究所という名前に変へたので、それに應じて字句を変へるといふことにいたしましたわけでありまして。

それから第七号の五の改正は、これは国立学校設置法に基きまして、本年度の四月一日から東京水産大学並びに第一水産講習所の所管を文部省に移すということに相成りましたので、そこで水産庁の所管から、その監督権を外すというこの改正でございます。

それから第七号の六の改正は、これは一般に審議会、或いは委員会といったものをできるだけ整理して行きたいという行政方針に基きまして、水産物規格審議会というものをこの際廃止する、廃止しました後は農林省の設置法に基いて、現在設置されております農林物資規格調査会というものがござい

ます。その一つの部としてこの仕事を續けて参る、こういうことにいたしました。大体以上が甚だ簡単でございますが、逐条の説明を一応申上げ

たわけであります。

○委員長(河井彌八君) 序でに一つ伺いますが、この改正によつて定員及びこの予算の上になんか異動がござい

ますか。 ○説明員(戸嶋芳雄君) 今度の改正につきましては、定員も予算につきましても別に關係なく行なうということにいたしております。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て……これにて暫時休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後二時三分再開

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續きまして會議を開きます。

海上保安庁法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。先ず運輸大臣より提案の理由を御説明願います。

○國務大臣(大屋重三君) 只今提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしたいと存じます。

海上保安庁が負託されました航海の保安と海上治安の確保という重大な使命の完全な達成につきましては、発足以来鋭意御期待に副しよう努力いたして参つたのでありますが、その後の推移に基きまして、海上保安庁の諸間機関の統合整理と、海上保安官の業務執行に關連して改正する必要が生じま

したのに際しまして、現在の種々の情勢から、組織機構におきましても併せて整備する点が起つて参りましたので、ここに、海上保安庁法の一部を改正しようとするに至つたのであります。

その改正の主な点を順を追つて申し上げますと、第一は、官房を総務部に改めたことと、従来官房で所掌していた事務の一部と、警備救難部で所掌していた事務の一部を統合して、船舶技術部は所掌せしめることとしたこととあります。

現在の官房は、本来的な官房事務の外に、船舶の技術に關する業務及び通信の運用業務のごとき現業的な業務をも併せて所掌してございまして、事務運営の方式においても、極めてそぐわな

い点がありますので、海上保安庁の機動力と切り離せない通信業務を警備救難部に移すと共に、船舶技術部を設けて、任務遂行上最も重要な船舶整備の業務に専念できるようにしたこととあります。

す。海上保安庁の任務の完全な遂行は、機動的な活動にまたねばならぬ特殊な面がありますので、大管区制が最も適当であると考えられるのであります。

第四は、海上保安官が任務遂行に當つて、武器を使用できる範囲を警察官と同一の範囲にすると共に、非常事変の際協力を求めることができる範囲を若干拡張したことであります。

第五は、中央海上保安審議会と地方海上保安審議会を統合して、海上保安審議会とし、中央にのみ置くこととしたことであります。

第六は、機雷その他の航路障害物の除去に關しましては、現在のように一部課で所掌してをりましては、業務遂行に完璧且つ急速を期し得られない点がありますので、その附属機関として、航路啓閉所を設け、掃海業務の活動を強化したことであります。

第七は、海上保安庁が臨時的に所掌してをります旧海軍艦船の保管に關する業務に従事する職員と、前に申述べました航路啓閉所に置かれる職員は、海上保安庁法に規定する制限人員から除外したことであります。

以上が海上保安庁法の一部改正の内容であります。これによりまして、総務部を増設し、官房を廃止して、総務部を設けました外、警備救難監を置いたのであります。他面三つの地方機関を減じておきますので、これらの改正によりまして、海上保安庁全体としては、定員の増加を伴わないのであります。

以上簡単であります。この法律案の提案理由の御説明を終ります。何卒慎重に御審議あらんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) 政府委員からこの法律案の各条につきまして、主な点を説明して頂きます。

○説明員(猪口猛夫君) 海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、その改正の主な点とその狙いを簡単に御説明申し上げます。

先程大臣が提案理由を説明したことによりまして大部分を尽されておると思ひますが、現在海上保安庁はその与えられた任務を達成するために日本の沿岸陸上合せまして九つの管区に分けてあります。現在の九つの管区と申しますのは、北海道、それから東北六県、それから関東地方、それから新潟県、それから東海地方、それから阪神、それから舞鶴地方、それから広島、瀬戸内海方面、それから九州、この九つに分れておりますが、海上保安庁は一昨年五月一日創設当時、種々の状況開連がありました。大体その先程申しました九つの管轄区域は、現在の地方海運行政に順応いたしました作られたものでございます。でありますので海上保安庁のごとく機動力を十二分に活用いたしますような地方機関の管轄区域といたしましては非常に不均衡な状況を示しております。

例えて申しますれば、九州、或いは北海道、或いは阪神のごときは、一保安本部の下に十数個の下級機関を持つておりますのに反しまして、新潟方面、或いは関東地区のごときは、一海上保安本部の下に二乃至三の下級機関しか持つていないという不均衡な状況がありますので、これを均衡のとれたように整理することが一つの大きな課題になつておるのであります。これを

を整備するというのが、大きなこの機を備正の狙いでございまして、これをバランスのとれた状況に持つて来るために九つの管区を六つに分けた次第であります。

そういう趣旨で現在の管区を整備して六つにしたのでございまして、それを運用いたします機関といたしましては、行政管理をする面と、それから運用管理する面をはつきり明確に分けて行こう、何故と申しますと、先程申しましたように、いろいろな部門があります。殊に新しく加えられた機動力を持ちました船を運用するということにつきましては、相当の陸上施設並びに船舶というものを必要といたします。これを完全に運用するために特殊な、又格別な機能が必要としておる次第でございます。

でありますので、行政管理と運用管理を区別するということが、恰も陸上におきます公安委員会と地方警察隊と分離されておると同じでございます。この点はこのような機動行政を扱う上におきまして是非必要だと考へる次第であります。このことは御承知のように陸海軍の例に倣いまして、又現在の警察組織に倣いまして、これは明かに示されておる点でございます。そういう見地からその管区にそれぞれ主として行政管理を取扱う機関といたしまして、管区本部を設けることになつております。それがこの法案にもあります通り六つの管区本部を設置するのであります。その下にはこの法案にもありますように、海上保安監部、又は海上保安本部という事務所をそれぞれ置きまして、その管区本部の行政管理に基く運用管理を担当する

ことになつております。そういうような状況でありますので、管区本部所在地の選定に當りましては、行政管理に最も便利な位置を選定した次第でございます。例えて申しますと本案で第四管区になつておきます阪神地区につきまして御説明申し上げますと、第四管区と申しますのは東海それから舞鶴、山陽、山陰それに近畿という広範囲を持つておきますが、これを行政的に管理する上におきましてどの地点が、一番便宜がいいかということを種々研究して見ますのに、御承知のように大阪にはあらゆる行政機関の出先機関がありますので、ここが最も便利と考へられた次第であります。殊に現海上保安庁法は各省の大臣の指揮を受けてまして、それらの法令を海上において勵行するものになつておきますので、当然そういう關係各機関の出先機関が一緒になつておるところで行政管理するということが、行政管理運用上最も便利である次第でございます。その反面、運用管理をいたします、主として船を持つておりました自由自在にその与えられた管轄区域内を動かします海上保安監部又は海上保安本部は、その船を十分に整備いたしました、いつでも飛び出せるという施設と、それからよき状況にあります港にそれらの機関を置くということが必要でありまして、その意味におきまして神戸港のごときは最も運用管理するのに適するもので、第四管区につきましては行政管理を指導する機関は大阪に、運用管理を指導する機関は神戸に置くというがごとくして、その管区におきます管区本部並に運用機関である保安監

部の配置を考へて提案しておる次第であります。地方のものにつきましては、そういうことになつておりますが、それを中央でどういう工合に行政管理して行くかと申しますと、先程大臣から提案理由の説明の際にも申し上げました通り、現在一官房と四部でございますが、官房の中に通信とか、或いは船舶の建造をやるというような、事務管理以外の非常に現業的色彩のものもありませんので、それらを現業事務を管理する各部に分け与へまして整備しました。そのために官房を廃止して総務部を置き、それから警備救難部に官房から通信課を持つて行きました。その機動力とマツチするようになりまして、その整備を図つて行こうというのであります。それからもう一つは警備救難部に現在あります船舶整備係をやつておきます保船課、これと現在官房にありまして船舶の技術関係を取扱つておきます技術課と一緒にいたしました船舶技術部を置き、船舶技術部と警備救難部というものが最も海上保安庁の将来の使命であるところの船舶の整備並びに運用を掌する機関でございます。が、その重要性に鑑みまして単一なる責任者を置きまして、その船舶の整備並びに運用に遺憾なからしむるために、警備救難部なる機関を新しく設けまして、現在ただ一人の次長で一官房、それから四部という老大な責任の事務をやつておられますが、それを分担して、現下の重要性に鑑みまして、船舶の運用並びに整備につきましては、単一なる責任者を置くという次第でございます。その外のことにつきましては、現在海上保安官は約二千七百五十三人お

りまして、唯一の武器であるところの拳銃を持つております。然るに現行の海上保安庁法では威嚇射撃ができないので、ただ自己防衛のときのみに当りまして、その拳銃が使用できるというように規定になっておりますので、これを陸上における警察官と同じように威嚇射撃の範囲まで拡充して、拳銃の取扱の範囲を拡げたという点が一つの改正点になっております。それからもう一つは海上保安官は現行では船舶が海難に陥りまして、それを救助する際に附近の人に対して協力を求めることができず、それが不十分でありますので、船舶の海難の場合のみに限らず何か非常事案があつた際、例えて申しますと南鮮方面からでも沢山の集団をなしてこちらの方に密航船がやつて来るというような場合、そういうような一種の非常事態に当りまして、海上保安官は附近の人に協力を求めることができるようにする、又は人のみに限らず船舶の協力も求めることができるというように、その権限の幅を拡めた点が大きな改正要点になっております。

その次に、先程も提案理由の際に説明がありました通り、御承知のように現在日本の近海には沢山のB二九で落された機雷が沢山ありますが、これが大体現在のところでは一応一九五二年には自動的に発動するところの種類の操作は、壽命が尽きるようになつておられますが、その以後におきましても火薬は依然として生きておるのでございまして、これにひどい衝撃を与えますと、例えば船が碇泊する場合に錨を打込んで、それがたまく／＼それに当る、或は港の中を浚漉している際に、

浚漉用のバケツがそういうものをからからがら／＼引き廻すというふうなことが起きますと、火薬が爆発するということもありまして、現にそういう二、三の例がありましたので、これはスキヤツピンのメロランダムが出まして、陸上のもは国警で、海上におきましますものは海上保安庁で、一々そういう危険なものは取除くというメロランダムが出ておりますので、単に今活動しておる機雷を除去するばかりでなく、そういうものも取除くという業務が新に加わりましたので、現在のただ一部に置かれました掃海課という一課では、到底賅い切れませんので、新しく航路啓開所という現業隊を海上保安庁に付置して、作業に遺憾なきを期した点でございまして、そういうような主な改正の必要に駆られまして、海上保安庁法の一部を改正するのであります、この際従来から非常に不便に感じておりました字句の修正、或いは条文の整理、それを併せて行なつた次第であります。

○竹下豊次君 機雷がまだ方々に残つておつて危いという噂をよく聞くのであります、何かこれに対する最近一カ年間の統計でもできておりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。一年間にどのくらい掃海して、幾つ引張り上げたとか、幾つ爆発したとかです。

○説明員(猪口猛夫君) その資料はできておりますが、誠に申しわけないですが、今手許に持合せておりませんので、後ほどお届けしたいと思ひます。そういうものはできております。

○竹下豊次君 まだ瀬戸内海あたりでも、安全に航海ができないということ

を聞いておりますが、あの辺でもそうですか。

○政府委員(稻垣次郎君) 瀬戸内海におきましても、まだ約四千ぐらい残つておるのじゃないかと思つておられます。これは概数でございまして、で主要航路並びに主な枝航路の航海ができれば以外はまだまだ必ずしも安全でないというところでございます。

それから機雷処分件でございまして、アメリカのB二九と潜水艦が入りました機雷の数は、全部で一万七百三十三個、その中で去年の十二月までに処分いたしましたのが、五千四百四十四個に上つております。この機雷は、水圧機雷と、磁気機雷と、音響機雷の三種類が入つております。音響機雷と、水圧機雷は大体もう死滅しております。残つております磁気機雷は、まだ来年、再来年くらいまでは生きておるのじやないか、こういうふうと思つております。

○竹下豊次君 これは法律の本文を読めば分ることかもしませんが、別表、海上保安管区別のところですね。この中に書いてありますのを見ますと、長野県とか、奈良県とかあるのですが、これはどういふ関係なのですか。

○説明員(猪口猛夫君) 誠に奇異に考へられるのでございますが、海上保安庁の業務には船を御使ひして、密航、密貿易を取締る外に、船舶の検査とか、それから船舶に乗り組みます船員の資格を決めます、職員試験、こういうことが一つの任務になっております。それが船舶の検査の中には、船体の検査と、機関の検査がありまして、機関の検査はつきましては、それ／＼機関を製造

する工場も各所に分散しておりました、これは海に面していない県でも、例えば長野県でも、滋賀県でも、山梨県でも、機関を造つておるところがありまして、その意味におきまして、管区の区域内に入れてあるわけでありまして。

○竹下豊次君 それからも一つお尋ねしたいのでありますが、まあ密航の取締りとかというふうなことで考へなければならぬでしょうが、取締りのための船ですね。これは現在どういうことになっておられますか。そして新たに新しく建造されるときか、そういう御計画なんかありましたら……

○政府委員(稻垣次郎君) 確かな数字は今手許にございませんですが、大体御説明申上げます。海上保安庁の船の数は巡視船が五十八隻、それから救難曳船これは曳船でございまして、これが五は、いづれであります。この六十三隻の船が主として密航、密輸とか、或いは海難救助という方面に當つております。二十四年度におきまして、七百トンの船を二は、それから四百五十トンの船を三は、作つたわけでありまして。従来ございまして船は、もと海軍時代に使用した約八十トンの木船でございまして、必ずしも救難とか、或いは他の密航密輸の取締の適当な船でございませんでせんけれども、止むを得ずそういう船を使つておつた次第でございまして。今年度におきましては、千トン一は、七百トン二は、四百トン六は、大きな船はそういう程度で造るつもりでございまして。

○竹下豊次君 随分スピードの関係などで、逃げ足の早い密輸船があるので、ないかなどということ想像するのですけれども、そういう点は心配なし

に追つかけて行つて捕えるということに準備してあるのですか。

○政府委員(稻垣次郎君) 今申上げました従来の船は全くスピードも余りございませんで、その点が非常に残念でございましてけれども、新船は十五ノット出ますので、大したそういう方面の作業には差支えない筈でございまして。

○竹下豊次君 そうするとでございますが六管区、六つの管区に大体それ／＼のスピードのあるものができることになつておられますか、果してでございますか。

○政府委員(稻垣次郎君) ええ。

○委員長(河井彌八君) 一番警戒を要する厄介な地方というのはどこでしよう。その実情を少し詳しく聴かして下さい。

○政府委員(稻垣次郎君) 私簡単に申上げまして、後説明員から説明いたさせます。大体六十三隻の巡視船の配置は九州方面に約三分の一、二十一はと思ひましたが、約三分の一が九州になつております。而も九州の西部方面対馬、佐世保、福岡ああいふうな方面に集中してございまして、現在におきまして、門司保安本部の指揮の下に、主として密航密輸の取締りを行つておるわけでありまして。

○説明員(猪口猛夫君) 今次長から説明しましたことを教学的に補足いたしますと、海上保安庁が昭和二十三年五月発足したことを申しますと、大体保安庁の手で海上において検査いたしました件数が全部で合せて四千四百七十七件でございまして、それに関連しました人間は、いわゆる検査人員は、九千八百八十七名でございまして、そのうちで

一番多いのは何であるかと申しますと、人間で申しますと一番問題になつております密航関係でございます、二千七百二十八名という数字が出ております。御承知のように非常に不備な保安庁の船舶の状況ですが二千七百二十八という人間が海上において検査されております。その外密漁、これは内国人ですが、二千三百三名、それから経済違反関係が二千二百七十七名、その外船舶関係はその他雑件千七百六十六名、密航関係が八百六十五名、その他になつております。この一番問題になつております密航関係の者を国籍別に一応数字的に拾つてみますと、二千七百二十八名のうちで一番多いのが朝鮮人でありまして二千四百九名、その次が日本人が六百六十六名、中国人が千四名その他二十一という数字になつております。その国籍別でもはつきり分ります通り、朝鮮方面からの密航者が多いという事はこれで歴然としております。その入つて来ますルートは先程次長から御説明申しましたように、最も朝鮮方面から日本の沿岸に近いところ、即ち東の方で大体境になつておるのは島根県の隠岐島というところでありまして、そのあたりから長崎県の五島、あの附近が大体密航関係の範囲になつております。そのうちで最も多いのはやはり仙崎から佐賀県の沖合、若狭対馬を中心としたところが一番多いのであります。密貿易関係は先程申上げましたように八百六十五人、その中でやはり朝鮮人が一番多くて三百三十二名、これは密輸入密輸出を加えますと五百八十三名という数字が出ておるのであります。御承知のよ

うに密航と密貿易というものは関連して行われるものでありまして、同じような区域でやはり行われております。その密貿易の金額は、金高にいたしますと大体捕まえたものによつて見ますと、四千七百三十万円ぐらになつております。

○竹下豊次君 ちよつと聞き落しました。密航が二千七百四十九名ですか、それから密漁が二千三百三名、それから……

○説明員(猪口猛夫君) それから経済違反、

○竹下豊次君 経済違反それからもう一つ、千七百六十いくら……

○説明員(猪口猛夫君) あれはいろいろ法令の港則法とかその他……

○竹下豊次君 密貿易というのは金額にしたら少いのですね。

○説明員(猪口猛夫君) それは……でございますから……

○竹下豊次君 ②ですか、一番これですの要るものはどれなんですか。密航……

○政府委員(稻垣次郎君) そうですね。密航でございます。それからこれは御質問でございますが、こうした犯罪取締りの外に、私共の方では海難救助をやつております。海難救助の事情をちよつと御紹介いたします。昨年一年間に発生しました海難事故が五千六百二十八件でございます。そのうちで向うからS・O・Sを出しまして救助を求められた船が千八百十二隻、これで実は救助し得ましたパーセントが五十八%でございます。あとは遺憾ながら救助できなかったというような状態でありまして、それから人命救助におきましては、

要救助の人が千四百四十五名ございまして、救助し得たものが七千六百四十七名、それから死亡したものが二百七十八名、行方不明が四百九十名というような勘定で、要救助に対する救助率が九十一%、この海難救助方面におきましては、私共としては非常に大きな努力をしておるわけでございます。御承知のようにまだ船が揃いませんので十分なこととはできないのは遺憾に思ひます。

○竹下豊次君 これでは海上保安庁関係の職員は全部で何名なのですか、総数。

○政府委員(稻垣次郎君) 定員が八千三百三十七名でございますが、実員は七千八百七十名。

○竹下豊次君 それで以て予算総額はいくらになつておりましたかね。

○政府委員(稻垣次郎君) 今年度約四十億でございます。

○委員長(河井彌八君) 今の海難救助の状況の御説明がございましたが、やはり民間でこれに協力しておるのですか。

○政府委員(稻垣次郎君) 民間の協力もこれに入つております。民間の方は今の状態では多うございまして、

○委員長(河井彌八君) その仕事の状況はどうですか。

○説明員(猪口猛夫君) 先程海難救助件数の五千六百二十八といった中で、S・O・Sを出したものが千二百二十八件、その中で救助したものが五十八%になつております。その救助したものを款別に申しますと、民間で救助されたもの、この民間で申しますのは、七十二年ばかりの歴史を持つております日本水難救済会、これは昔帝國水難救済会と申しましたが、ボランティアグループ

織になつておりますが、その日本水難救済会及び地方の水難救助会社、いわゆる俗に申しますサルベージ会社、そういう手によつて救助されたものが七百五十三件です。それから海上保安庁が百六十三件、そしてその他が百四十一件、これだけ救助されておるものでございまして、これが千八百四十四に対する五十八%、これが昨年の一年間におけるものでございます。それでその海上保安庁以外のものによつておる水難救済施設と申しますと、全国的に歴史もあり、そして組織化されておるのは、先程申しました日本水難救済会でございます。その他の先程申しましたサルベージ会社というのは、これは営利を目的としておるものでございまして、

こういう人命救助というふうな公益的な考え方から申しますと、余りその対象にならないかと思ひますが、その日本水難救済会について申しますと、先程申しましたように、七十年の歴史を持つておられて、日本全国に県単位に大体水難救済会地方支部というのができております。そしてその地方支部の下に、水難救済所又は水難救済組合というのが、概ね臨海の都市、町村単位に細胞組織的に作られておられて、そこでは一隻乃至二隻の特殊な救助艇を持つて、近海と申しましても、大体目の届くような所、そういう方面におきます主として漁船とか、小舟艇の海難救助に當つておる次第でございます。

○竹下豊次君 この定員八千三百三十七人ですね。これは三級官以上ですか、或いはいろいろ……

○政府委員(稻垣次郎君) 全部でございます。同じメンバーで全部入れまし

て……

○委員長(河井彌八君) 水難救済会でも少し伺いたいたのですが、これは何か国庫で補助でもしているのですか、どういふ関係ですか。どういふ経済力、或いは働きをするための実力ですか。どういふふうになつておられますか。

○説明員(猪口猛夫君) これは非常に長い歴史がありまして、もと／＼水難救済会は、アメリカの某氏がこの人命救助という事に非常に関心を持ちまして、日本にその人命救助施設の一端として、救命器具を寄贈したのを初めといたしまして、國際人命救助會議に、当時の、名前は忘れましたが、義華族だと思ひますが、その方がロンドンに行つておられて、ロンドンの施設を見て、日本でもやらなくちやならんという事で非常に声を大にして呼びかけた次第でございます。それで漸くでき上りまして、当初は僅か有名な金比羅さんの近くで生ぶ声を上げたのがその嚆矢になつておりますが、その後二三年経ちまして、政府でこれを採上げまして水難救済会に、当時申しました帝國水難救済会に補助金の交付を考えられた次第でございます。そして爾来すつと國庫補助金を交付されて、昭和二十年と覚えておられますが、昭和二十年終戦直前までつと續いて来ていると覚えておられます。たゞ／＼戦争が思わしくなくなつたような関係で、補助金を打切るといふようなあれがありまして、水難救済会に對しまして補助金もそれで一旦打ち切られたわけでございますが、海上保安庁ができて、海上保安庁といたしまして、現在の海上保安庁の制度では到底痒いところまで手が届かない、どうして

水難救済会の組織なり、力なりに頼らなければならぬ、活用して行かなくてはいけないというところから、昭和二十四年度初めて大蔵省と折衝した結果、年額百万円の補助金を復活してやつたのでございますが、今年度は、いわゆるドツヂライン、ドツヂ政策と申しますか、そういうようなことが非常に影響いたしましたして、補助金を政府として交付するに至つておりません。でありますので、非常に組織はそういう工合に系統だつて作られておるのでございますが、経済的な面から申しますと、中央、地方とが繋りが全然なくて、それが僅かばかりのその日暮しに対するだけの金を附近から借り集めてやつているというのが現状でございます。組織は一応繋がつておりますが、経済的には全然繋がらないで思ひ／＼に足は足、頭は頭と、今日別個の仕事をやつておられるというのが現在の実情でございます。

○委員長(河井彌八君) こういふものは何かもつと働けるようにする方法を政府は考へないのですか。  
○説明員(猪口猛夫君) その点につきましても先程申しました昭和二十四年度の補助金は打切になるといふ問題、並びに現在御承知のようにこの法規的な裏付と申しますか、要するにポラントイア・システムを利用する裏付といたしまして、誠に古い法律でありまして、明治三十年の方ですと續けております水難救済法というのがあります、これも現在の新憲法下におきましては、現状にそぐわないのでこれを改正しようとして、両方相俟つて海難救助法というふうなものも海上保安庁では立案いたしましたして種々折衝いたしまし

て、すでにその腹案は第五国会に提案する段どりまで行つておつたのでございますが、種々関係機関と折衝の途上におきまして、なか／＼むずかしい問題がありまして、遂に提案するに至らなくなつた次第でございます。その原案の中には勿論こういふポラントイア・システムに対する補助制度、又は赤字補填制度といふような、そういうようなものが一応考慮されているのであります、ところが関係方面との折衝がうまくつかないために遂に提案するに至らなかつたという次第でございます。

○竹下豊次君 今頃お尋ねするのはちよつと何ですけれども、海上保安庁法のできるに問題になつたことだらうと思つておられる、この国家警察と、地方自治警察と海上保安庁との権限はどういうことになるわけなんですか。  
○説明員(猪口猛夫君) この問題につきましては、御承知のように地方警察は警察法によりまして、又海上保安庁は海上保安庁法によつてそれ／＼その職責なり、権限を行使しておられるのでございますが、警察法は警察法で決められておられる陸上における司法警察であり、海上保安庁は海上保安庁法で決められておられる陸上における司法警察であります。第一條及び第二條に規定されておられます管轄権が、はつきり沿岸水域の海上というに決まられておられますので、まあ陸上と海上とは同じような仕事をやつておられるわけでありまして、海上保安官も海上保安庁法に規定されておられる通り、陸上の警察と同じように、司法警察職員としての職権を行使しておりますが、その管轄区域がただ単に沿岸水域のみに限定されているということでありまして、ですからその間に、

陸上と沿岸水域とにおきますオーバーラップの件につきましては、それ／＼警察と海上保安庁の間にございまして、権限の行使或いはその調整に當りまして、相互に協定いたしまして、法規の許す範囲内でのその間の調整を図つてやつておられる次第でございます。

○竹下豊次君 今はないのですか、水上警察といふのが、元はありましたけれども、あれはなくなつて、自治警察とか、或いは国家警察といふものになつておられるわけでしょうか。水域においてもやはり自治警察あたりは権限を持つておられるわけじゃないのですか。或る地域については……  
○説明員(猪口猛夫君) 仰せの通りちよつと私もその点は……国家警察といつたしましては、現在全然水上には権限行使できない立場になつております。併し地方自治法で決められております地方自治体、いわゆる公共団体等の自治警察は、その公共団体が持つております管轄区域内で、地方警察権が行使できますので、当然そういう港とか、その地方公共団体の管轄区域内におきましては、沿岸水域は海上保安庁とオーバーラップを重ねることになる。その間におきます業務協定、そういうようなことはたとえて申しますと、港におきましては、主として司法刑事犯の扱ひなことは地方自治警察の方に廻す。但し船舶の検査とか、或いは規則に違反するといふような、こういうものは主として、海上保安庁が第一次の責任を取り、前の刑事犯については、自治警察が第一次の責任を取るといふことになつておるのであります。

議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(河井彌八君) それでは海上保安庁法の一部を改正する法律案はこれで打ち切ります。次回に又審議に移ることにいたします。尚出席の委員諸君が足りませんから、本日はこれで散会いたします。  
午後二時五十七分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 河井 彌八君  
理事 大隅 信幸君  
委員 梅津 錦一君  
小林米三郎君  
小杉 繁安君  
島津 忠彦君  
竹下 豊次君  
大隅 信幸君  
河井 彌八君  
委員 大隅 信幸君  
梅津 錦一君  
小林米三郎君  
小杉 繁安君  
島津 忠彦君  
竹下 豊次君  
大隅 信幸君  
河井 彌八君

○委員長(河井彌八君) 今日はこの程度に止めて置こうと思つておられますが、御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(河井彌八君) それでは海上保安庁法の一部を改正する法律案はこれで打ち切ります。次回に又審議に移ることにいたします。尚出席の委員諸君が足りませんから、本日はこれで散会いたします。  
午後二時五十七分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 河井 彌八君  
理事 大隅 信幸君  
委員 梅津 錦一君  
小林米三郎君  
小杉 繁安君  
島津 忠彦君  
竹下 豊次君  
大隅 信幸君  
河井 彌八君

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二十六号の二を次のように改める。  
二十六の二 公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基づき、建設工事、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。  
第四條第四項中「他の局」の下に「及び地理調査所」を加える。  
第七條中「第三條第二号に規定する事務」の下に、同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するものを加える。  
第十條第一項の表中官庁管轄審議会、河川審議会及び道路審議会の項を削り、同表中の測量審議会の項に土木審議会の項を次のように加える。

建設大臣の諮問機関としてその諮問に依つて河川、砂防、道路、災害復旧の事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。  
土木審議会 旧その他土木に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。

の職員、地方公共団体の職員、土木に関する学者及び土木に関する調査、研究、指導、啓発等を行う団体の職員並びに、必要があるときは、その他の土木に関しすぐれた知識と経験とを有する者のうちから、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。この場合において、委員で営利事業に従事するものの数は、委員の総数の四分の一以上であることができない。

4 土木に関する専門的事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員二十人以上を置くことができる。

5 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。第十二条第一項の表中関東地方建設局の項を次のように改める。

関東地方建設局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
---------	--

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条の改正規定は、昭和二十四年十月一日から適用する。